

かとう知っところ情報 (第87版)

ホームページ・Instagram・Facebookでも情報発信中！

発行日：令和3年8月20日
発行：加東市商工会

【現在受付中】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）

【第5期 6月21日～7月11日 休業・時短要請分】

まん延防止等重点措置・県による時短要請により、6月21日から7月11日までの休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県が支給します。

(対象者) 県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

(支給額) 売上高又はその減少額に応じて1日あたり2.5万円～20万円/店舗×時短営業日数

(対象期間) 令和3年6月21日(月)～7月11日(日)

【申請受付期間】

令和3年7月12日(月)～令和3年8月31日(火)

電子申請または郵送のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出してください。
加東市商工会の窓口でも申請書を配布しております。

詳細は、兵庫県のホームページをご確認ください。(https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin5.html)

(問い合わせ) 兵庫県時短協力金コールセンター 078-361-2501 ※平日 9:00～17:00

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）

【第6期：7月12日～8月1日 第7期：8月2日～8月31日 休業・時短要請分】

県による時短要請により、7月12日(月)から8月1日(日)、また8月2日(月)から8月31日(火)までの休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県が支給します。

(対象者) 県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

(支給額) 第6期：①神戸・阪神南・阪神北地域・明石市

売上高又はその減少額に応じて1日あたり2.5万円～20万円/店舗×時短営業日数

②東播磨地域(加古川市・高砂市・稲美町・播磨町)・姫路市

ア.7/12～7/31までは2万円/日・店舗×時短営業日数

イ.8/1は売上高又はその減少額に応じて1日あたり2.5万円～20万円/店舗×時短営業日数

③北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域

2万円/日・店舗×時短営業日数

第7期：①神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域・姫路市

売上高又はその減少額に応じて1日あたり3.5万円～20万円/店舗×時短営業日数

②北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域

売上高又はその減少額に応じて1日あたり2.5万円～20万円/店舗×時短営業日数

(対象期間) 第6期：令和3年7月12日(月)～8月1日(日)

第7期：令和3年8月2日(月)～8月31日(火)

詳細は決まり次第、公表。兵庫県のホームページをご確認ください。

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin6.html)

(問い合わせ) 兵庫県時短協力金コールセンター 078-361-2501 ※平日 9:00～17:00

月次支援金の申請受付が 順次始まっています

2021年の4月以降に実施される緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取り組みを国が支援します。

(給付額) 中小法人等：上限 20万円/月
個人事業者等：上限 10万円/月

(給付対象) 以下の①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

(申請期間) 4月分→5月分→2021/6/16～ 8/15 終了
6月分・・・2021/7/ 1～ 8/31
7月分・・・2021/8/ 1～ 9/30
8月分・・・2021/9/ 1～10/31

申請方法は、「一時支援金」と同じで、登録機関による「事前確認」が必要となります。

なお、「一時支援金」を受給された方は、改めて「事前確認」を行う必要はありません。

詳細は、「月次支援金事務局ホームページ」をご確認ください。
(<https://ichijishienkin.go.jp/>)

(お問合せ) 0120-211-240 03-6629-0479
※8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)

10月1日よりインボイス制度の 登録申請受付が開始します！

事業者の方へ

令和3年10月1日

登録申請
受付開始！



消費税の
インボイス
制度

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax
をご利用ください！！



- ☑ [e-Taxソフト(WEB版)],[e-Taxソフト(SP版)]をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けてあります。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

加東市の優良企業を紹介する新しい求人情報サイト 「仕事百科事典」公開

現在、加東市にある企業の仕事内容や求める人材像を紹介する新しい求人情報サイト「仕事百科事典」を公開しています(URL: <http://kato-shigoto.com/>)

■人材確保を目的とした地元企業インタビュー

加東市の企業の魅力や経営者の事業に賭ける想い、地元企業で働く喜びなどを伝えることで、加東市の企業と地元で働きたい人を結びつけ、まちを盛り上げる一助になれば——そんな思いで地元企業の魅力に迫っています。

掲載企業を募集しておりますので、興味を持たれた事業所様は商工会へご連絡ください。

連絡先：加東市商工会
電話：0795-42-0253
FAX：0795-42-2299
担当：業務推進課
西岡・谷川